

KYOEI NEWS

共栄システム株式会社

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
E-mail osaka@kyoeisystem.co
URL https://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] …改善基準告示の改正内容

厚生労働省の諮問機関で審議されていた改善基準告示の変更内容がこの程ようやくまとまり公表されることになりました。予定される主な変更内容は下記のとおりです。

(現行)	(改定後)
拘束時間(労働時間+休憩時間)	
1年間 3,516 時間以内	1年間 3,300 時間以内
1ヵ月 293 時間以内 (労使協定で 320 時間まで延長可、6ヵ月以内)	1ヵ月 284 時間以内、ただし労使協定で年間 3,400 時間を超えない範囲で 6ヵ月以内 310 時間まで延長可能で、この場合 284 時間超になる月は 3ヵ月を超えて連続しないこと (1ヵ月の時間外・休日労働時間が 100 時間未満となるよう努める)
1日原則 13 時間以内 最大 16 時間 (15 時間超は 1 週 2 回以内)	1日原則 13 時間以内 最大 15 時間(14 時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める〈1 週間に 2 回以内が目安〉) 1 週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ一の運行における休息期間が住所地以外の場合、当該 1 週間について 2 回に限り 16 時間とすることができる)
休息期間	
継続 8 時間以上	継続 9 時間以上(11 時間以上与えるよう努める) 1 週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該 1 週間について 2 回に限り、継続 8 時間以上とすることができる。この場合、一の運行終了後、継続 12 時間以上の休息期間を与えるものとする
特 例	
分割休息の特例：1 回当たり継続 4 時間以上合計 10 時間以上 (3 分割可)	一定期間における全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、1 回当たり継続 3 時間以上合計 10 時間以上一定期間は 1ヵ月程度が限度 (3 分割の場合は合計 12 時間以上で、73 分割の日が連続しないよう努める)
2 人乗務の特例：最大拘束時間 20 時間、休息期間 4 時間以上	最大拘束時間 20 時間、休息期間 4 時間以上(ただし一定条件の車両内ベッド等がある場合 24 時間まで延長可、当該車両内ベッドで 8 時間以上仮眠できる場合は 28 時間まで延長可)
連続運転時間	
4 時間以内 (運転の中断は 1 回 10 分以上合計 30 分以上の運転離脱)	4 時間 運転の中断は 1 回が概ね 10 分以上で合計 30 分以上の原則休憩 (「概ね 10 分以上」とは、10 分未満の運転中断が 3 回以上連続しないこと等) (SA、PA等に駐車不可の場合、4 時間 30 分まで延長可)
予期し得ない事象に遭遇した場合	
新設	事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、その対応に要した時間を除くことができる 具体的な事由は①乗務車両の予期せぬ故障②乗船予定のフェリーの欠航③災害や事故発生に伴う道路封鎖や道路渋滞④異常気象により正常な運転が困難

今回の改正点で最も注目すべき点は、予期し得ない事象に遭遇した場合の特例が認められたことです。客観的な記録が必要となりますが、従来は事故による道路封鎖、渋滞等の場合においても拘束時間、連続運転時間等の制約がありましたが、改正改善基準告示の施行後は例外扱いが認められることになりました。

但し、1 か月の最大拘束時間は 293 時間(年間 3,516 時間)が原則平均 275 時間(年間 3,300 時間)になりましたので、トラック運送事業者にとって労働時間への取り組み姿勢がさらに厳しくなるものと思われます。

